

角地等による建蔽率の緩和について 【大阪市建築基準法施行細則第15条】

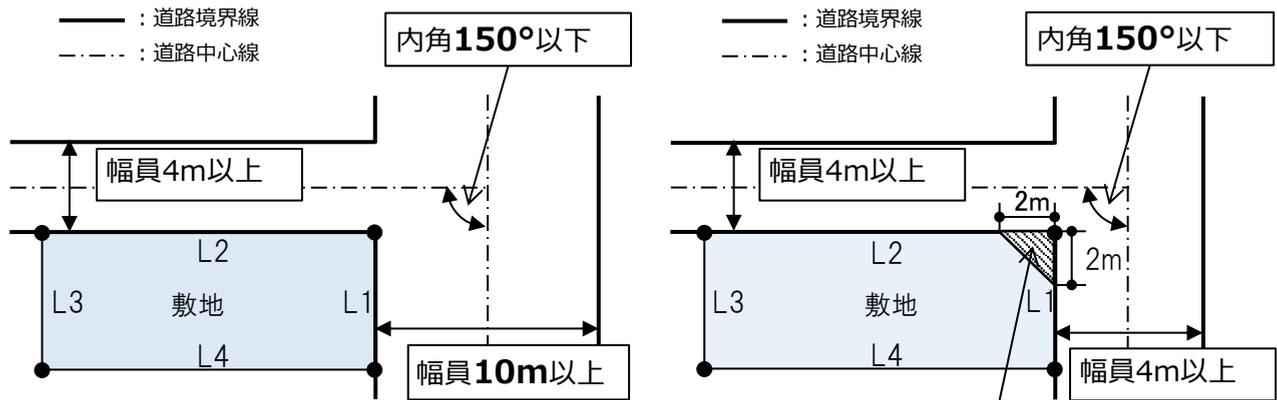
建築基準法第53条第3項第2号により、建蔽率の限度に1/10を加えることができる角地等の条件

建蔽率を軽減することができる敷地は、(1) (2) のいずれかに該当するもの。

- (1) 内角150度以下の2つの道路の角にある敷地で、それらの道路のうち、一方の道路の幅員が10m以上ある場合又はそれらの道路の幅員が4m以上で、その角を挟む2辺の長さがそれぞれ2m以上の街角の切取り若しくはそれぞれ2m以上の建築物の隅切りがある場合であつて、かつ、それらの道路に接する長さの和が敷地外周の長さの3分の1以上あるもの

【接する道路のいずれかが幅員10m以上の場合】

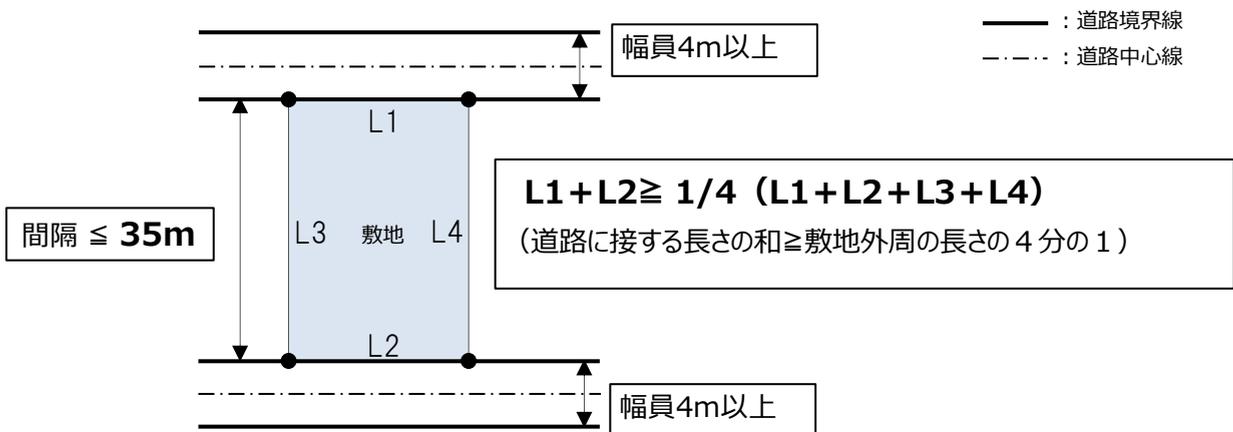
【接する道路がどちらも幅員10m未満の場合】



【共通】
 $L1 + L2 \geq 1/3 (L1 + L2 + L3 + L4)$
 (道路に接する長さの和 \geq 敷地外周の長さの3分の1)

街角の切取り又は
 建築物の隅切り

- (2) 間隔が35m以下の2つの道路に挟まれた敷地で、それらの道路の幅員がそれぞれ4m以上あり、かつ、それらの道路に接する長さの和が敷地外周の長さの4分の1以上あるもの



$L1 + L2 \geq 1/4 (L1 + L2 + L3 + L4)$
 (道路に接する長さの和 \geq 敷地外周の長さの4分の1)

○道路とは建築基準法第42条に規定するものをいう。

○セットバックが必要な道路は、セットバック後の境界線を道路境界線とみなし、道路幅員は4mとなる。

○道路に接する長さL1及びL2は2m以上必要。